

# 一般会計予算決算常任委員会 民生福祉分科会審査日程

日時 令和5年5月17日（水）  
本会議終了後  
場所 第2委員会室

## ～審査内容～

- 1 議案第32号 令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第3回）について

### 審査番号① 福祉部

- (1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明
- 3-1-10 社会福祉課（歳入 15-2-1）
  - 3-2-2、3-2-4 子育て支援課（歳入 15-2-1、16-2-2）
- (2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

- 2 承認第1号 令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）に関する専決処分について

### 審査番号② 福祉部

- (1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明
- 3-2-12 子育て支援課（歳入 15-2-2）
- (2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

- ※1 審査は審査番号ごとに職員を入れ替えながら行います。
- ※2 審査の進行状況により、審査の前倒し、先送りを行うことがあります。
- ※3 歳出の説明をするときに特定財源がある場合は、歳入のページを示し、歳入についても説明をお願いします。

## 物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金給付事業について

国において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の追加交付が決定され、令和5年3月28日付で臨時交付金の増額が閣議決定された。

このことに伴い、本市においても交付金を活用し、下記のとおり給付金給付事業を行う。

### ■事業名 物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金給付事業

### ■事業概要

コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する低所得世帯に対し、1世帯当たり3万円の現金を給付する。

#### 【対象世帯】

基準日（令和5年6月1日）において、山陽小野田市の住民基本台帳に記載されている者で、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯の世帯主

※租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯並びに他の市町村で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金のうち低所得世帯支援枠を活用した給付金等の支給を受けた世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯を除く。

#### 【支給方法】

課税情報を元に抽出した対象世帯に、案内チラシと確認書を送付。返送された確認書により指定銀行口座へ振り込み。

【支給額】 1世帯当たり3万円

■補正予算額について

歳出 3款 民生費 1項 社会福祉費

10目 物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金給付事業費

事務費総額 12,625千円

主な内容 職員時間外勤務手当、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、  
口座振込手数料、システム開発委託料、  
帳票類印刷・封入等委託料

事業費総額 270,000千円

主な内容 物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金  
非課税世帯 9,000件

歳入 15款 国庫支出金 2項 総務費国庫補助金

1目 総務管理費国庫補助金

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
(低所得世帯支援枠分) 282,625千円

■今後のスケジュール

5月下旬 本事業の要綱作成

6月上旬 システム導入、帳票印刷等の契約締結

6月下旬～7月上旬 非課税世帯への確認書発送

7月 振込開始

11月末 確認書受付終了

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（令和5年3月予備費分）

- ◎ 食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

<p>(1) 支給対象者</p>	<p>① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）                  ② ①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯（*）（その他低所得の子育て世帯）                  ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ                  （18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">* 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した世帯等にブッシュ型で給付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者</li> <li>・ 対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（例：高校生のみ養育世帯）</li> <li>・ 直近で収入が減収した世帯</li> </ul>
<p>(2) 給付額</p>	<p>児童一人当たり一律5万円</p>
<p>(3) 実施主体</p>	<p>① 低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所設置町村                  ② その他低所得の子育て世帯：市町村（特別区を含む）</p>
<p>(4) 費用</p>	<p>全額国庫負担（10／10）                  ※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担</p>
<p>(5) 予算額</p>	<p>1,551億円（事業費1,485億円、事務費66億円）</p>
<p>(6) スケジュール</p>	<p>① 低所得のひとり親世帯：令和5年3月分の児童扶養手当受給者について、可能な限り5月までに支給（申請不要）                  ② その他低所得の子育て世帯：令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した世帯等について、可能な限り5月までに支給（申請不要）</p> <p>※①②いずれも、直近で収入が減収した世帯等については、可能な限り速やかに支給（要申請）</p>

## 収入・所得基準額

### ひとり親世帯分

申請者本人

扶養人数	収入基準額	所得基準額
0人	3,114,000円	1,920,000円
1人	3,650,000円	2,300,000円
2人	4,125,000円	2,680,000円
3人	4,600,000円	3,060,000円
4人	5,075,000円	3,440,000円
5人	5,550,000円	3,820,000円

扶養義務者

扶養人数	収入基準額	所得基準額
0人	3,725,000円	2,360,000円
1人	4,200,000円	2,740,000円
2人	4,675,000円	3,120,000円
3人	5,150,000円	3,500,000円
4人	5,625,000円	3,880,000円
5人	6,100,000円	4,260,000円

### ひとり親世帯以外の子育て世帯分

申請者本人

世帯の人数	家族構成例	非課税相当限度額 (収入)	非課税限度額 (所得)
2人	夫(婦)+子1人	1,378,000円	828,000円
3人	夫婦+子1人	1,680,000円	1,108,000円
4人	夫婦+子2人	2,097,000円	1,388,000円
5人	夫婦+子3人	2,497,000円	1,668,000円
6人	夫婦+子4人	2,897,000円	1,948,000円
7人	夫婦+子5人	3,297,000円	2,228,000円
8人	夫婦+子6人	3,685,000円	2,508,000円
9人	夫婦+子7人	4,035,000円	2,788,000円